

地方	支分部局	六九三二人
地方	税務署	四三、九三八人
地方	計	五〇、八六〇人
合計	計	五一、七七一一人

附則

- この省令は、昭和二十八年八月一日から施行する。
- 改正後の大蔵省職員定数規程第一項の規定にかかわらず、財務局の職員定数は、昭和二十八年十二月三十一日までの間は、六千六百六十二人とする。
- 各内部部局、各附属機関又は各地方支分部局において、この省令施行の際現在に在職する職員のうち改正後の大蔵省職員定数規程第一項の定数(前項の規定が適用される場合においては、その規定による定数とする)をこえる員数の職員は、昭和二十八年十一月三十日までの間は、定数の外に置くことができる。

●文部省令第十六号
行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)第三条の規定に基づき、文部省職員定数規程の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和二十八年七月三十一日
文部大臣 大達 茂雄
文部省職員定数規程の一部を改正する省令
文部省職員定数規程(昭和二十七年文部省令第二十号)の一部を次のように改正する。

●通商産業省令第三十三号
輸出信用保険聴聞手続規則等の一部を改正する省令を次のように制定する。
昭和二十八年七月三十一日
通商産業大臣 岡野、清豪
輸出信用保険聴聞手続規則等の一部を改正する省令
第一条 輸出信用保険聴聞手続規則(昭和二十五年通商産業省令第五十号)の一部を次のように改正する。

各省の表の内部部局の部中初等中等教育局の項の「二八〇人」を「二七九人」に、調査局の項の「一四五人」を「一四二人」に、計の項の「一、一五〇人」を「一、一四六人」に、同表所轄機関の部中国立遺伝学研究所の項の「三七人」を「四一人」に、計の項の「四五〇人」を「四五四人」に改める。
外局の表の文化財保護委員会附属機関の部中東京国立博物館の項の「一八四人」を「一八三人」に、計の項の「三三一人」を「三三〇人」に、合計の項の「四五〇人」を「四四九人」に改める。

●外務省令第六十七号
昭和二十七年十二月二十九日に東京で署名された航空業務に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の批准書の交換は、昭和二十八年七月三十一日にロンドンで行われた。よつて、同協定は、その第十九条の規定に従い、同日に効力を生じた。
昭和二十八年七月三十一日
外務大臣 岡崎 勝男

●国税庁訓令第四号
連続式蒸りゆら機の新設及び拡張の臨時制限に関する省令(昭和二十八年大蔵省令第九号)第一項の規定に基づく連続式蒸りゆら機の新設及び拡張の承認権限の委任規程を次のように定める。
昭和二十八年七月三十一日
国税庁長官 平田敏一郎

●内閣
昭和二十八年六月二十六日
森下 重信
山村 昭吉
勲八等に叙し白色桐葉章を授ける
○総理府
総理府事務官 久田 富治
同 住 栄作
同 武岡 憲一
同 岩武 昭彦
同 土屋 準
外務事務官 田中 義男
文部事務官 安田 巖
厚生事務官 渡部 伍良
農林事務官 中野 哲夫
通商産業事務官 石井由太郎
労働事務官 江下 孝
建設事務官 波江 操
失業対策審議会幹事に任命する(七月三十日)

●叙任及び辞令
この訓令は、公布の日から施行する。

●訓令
題名を次のように改める。
輸出信用保険法
第一条 第一項中「輸出信用保険法」を「輸出保険法」に改める。
第二条 通商産業省設置法施行規則(昭和二十七年通商産業省令第八十八号)の一部を次のように改正する。
第十七条第三号を次のように改める。
三 輸出保険に関すること。
附則
この省令は、昭和二十八年八月一日から施行する。

●資 料
八月一日から
ラジオ周波数の全面的変更
郵政省
きたる八月一日(一部は八月十五日)から、現在ラジオに使用されている個々の放送局の周波数が大部分変更される。この周波数の変更は、日本放送協会の放送及び一般放送(いわゆる民間放送)のいずれについても行われるものであつて、具体的には別表に示すとおりである。
今回なぜこのような大幅な周波数の変更が行われることになつたかを簡単に述べれば、わが国における標準放送(いわゆる中波のラジオ放送)の現状、将来の見通し、且つ将来それがいかにあるべきか等を十分検討した結果、標準放送用周波数割当の再編成を行うこととなり、その計画に基づいて実施されることになつたもので、そのねらいは、放送局に対する周波数の最も適正妥当、且つ、能率的な割当によつて、わが国における放送事業の円満な発達を図ることにある。

●別表中、東京中央放送局第二放送、ラジオ東京及び日本文化放送の三局の周波数切替実施期日は八月十五日、その他はすべて八月一日である。
二 別表中○印のある放送局は、周波数が変更になる放送局である。

所在地	局名	呼出符号	呼出名称	周波数(KC)	空中線電力(KW)	北見市	函館市	北見第1放送	北見第2放送	北見第1放送	北見第2放送	北見第1放送	北見第2放送
北海道	札幌市	JOIK	札幌第1放送	570	10	〇	〇	JOKP	JOKD	JOPE	JOPE	JOPE	JOPE
	札幌市	JOIB	札幌第2放送	750	10	〇	〇	JOPC	JOVK	JOVC	JOVC	JOVC	JOVC
	〇北海道放送株式会社	JOHR	北海道放送	1,230	3	〇	〇	JOVB	JOVB	JOVB	JOVB	JOVB	JOVB

に改正する。
第一項の表を次のように改める。
題名を次のように改める。
輸出信用保険法
第一条 第一項中「輸出信用保険法」を「輸出保険法」に改める。
第二条 通商産業省設置法施行規則(昭和二十七年通商産業省令第八十八号)の一部を次のように改正する。
第十七条第三号を次のように改める。
三 輸出保険に関すること。
附則
この省令は、昭和二十八年八月一日から施行する。
●叙任及び辞令
この訓令は、公布の日から施行する。
●訓令
題名を次のように改める。
輸出信用保険法
第一条 第一項中「輸出信用保険法」を「輸出保険法」に改める。
第二条 通商産業省設置法施行規則(昭和二十七年通商産業省令第八十八号)の一部を次のように改正する。
第十七条第三号を次のように改める。
三 輸出保険に関すること。
附則
この省令は、昭和二十八年八月一日から施行する。
●資 料
八月一日から
ラジオ周波数の全面的変更
郵政省
きたる八月一日(一部は八月十五日)から、現在ラジオに使用されている個々の放送局の周波数が大部分変更される。この周波数の変更は、日本放送協会の放送及び一般放送(いわゆる民間放送)のいずれについても行われるものであつて、具体的には別表に示すとおりである。
今回なぜこのような大幅な周波数の変更が行われることになつたかを簡単に述べれば、わが国における標準放送(いわゆる中波のラジオ放送)の現状、将来の見通し、且つ将来それがいかにあるべきか等を十分検討した結果、標準放送用周波数割当の再編成を行うこととなり、その計画に基づいて実施されることになつたもので、そのねらいは、放送局に対する周波数の最も適正妥当、且つ、能率的な割当によつて、わが国における放送事業の円満な発達を図ることにある。
一 別表中、東京中央放送局第二放送、ラジオ東京及び日本文化放送の三局の周波数切替実施期日は八月十五日、その他はすべて八月一日である。
二 別表中○印のある放送局は、周波数が変更になる放送局である。

